

議案第74号

四万十町特別会計条例の一部を改正する条例について

四万十町特別会計条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年12月6日 提出

四万十町長 中尾 博憲

四万十町条例第 号

四万十町特別会計条例の一部を改正する条例

四万十町特別会計条例（平成18年四万十町条例第46号）の一部を次のように改正する。

第1条中第8号を削り、第9号を第8号とし、第10号を第9号とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の四万十町住宅新築資金等貸付事業特別会計に係る平成29年度の出納の閉鎖は、なお従前の例による。

3 四万十町住宅新築資金等貸付事業特別会計の廃止の際、同会計に属する剰余金、債権、債務及び財産は、四万十町一般会計に帰属するものとする。